

公の施設の使用料及び事務手数料 の改定について

1 改定の経緯

平成元年に消費税（3%）が導入され、その後、平成9年に5%、平成26年に8%、そして令和元年10月に10%に引き上げられました。平成28年に「使用料・手数料等の適正化に係る基本方針」を策定し、使用料の見直しに取り組みましたが、長らく停滞する経済状況の中、所得増加が見込まれず、実質可処分所得が減少していることを踏まえ、使用料の見直しは市民生活に少なからず影響が生じることや、近隣自治体の状況も考慮して見送られてきました。

一方で、近年の新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻などの社会情勢の変化によるエネルギー価格の高騰が、光熱水費や原材料費など市民サービスに係る経費の増加に影響を与えています。現在は、給与水準も徐々に上昇してきており、これまで見送られてきた使用料の見直しを進め、市民サービスに係る経費と受益者負担の均衡を図る時期と考えます。

今後、社会情勢の変化に適応しながら持続可能な行政運営を行っていくうえでは、使用料や手数料の適正化や公共施設駐車場の有料化など市有財産を有効に活用し、財源の確保に取り組む必要があることから、この度、公の施設の使用料と事務手数料の見直しを図っていきます。

2 施設の運営経費の公表

- (1) 公表時期：令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 対象施設：31施設
- (3) 対象情報：建築年度や運営形態等の基本情報
利用料金収入等の収入に関する情報
人件費や管理運営費等の支出に関する情報
- (4) 公表方法：「公共施設の収支計算表」を各施設に掲示、市ホームページで公開

公共施設の収支計算表

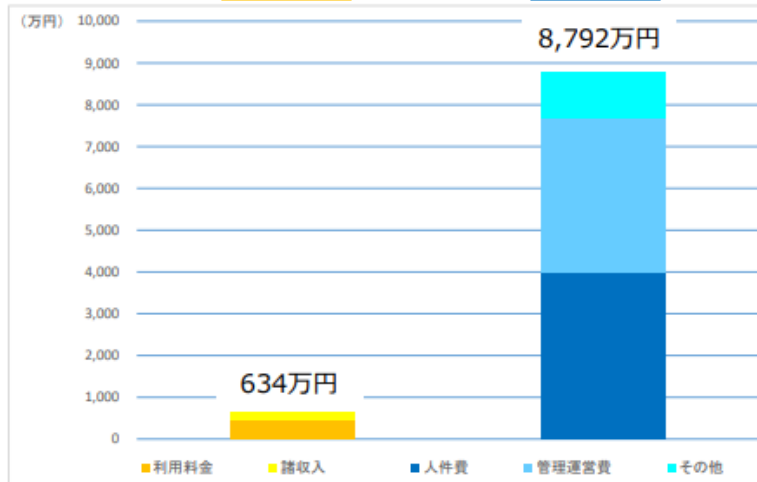
博物館

所在地	稲荷山1-23-1		
建築年度	平成2年度(築33年)	運営形態	指定管理者制度

施設利用者数 (博物館利用者) 38,061人

収入

支出



収入

利用料金 (博物館利用料金) 469万円
諸収入 (自主事業収入など) 165万円

支出

人件費 (職員の給与など) 3,971万円
管理運営費 (保守管理委託料、光熱水費など) 3,713万円
その他 (一般管理費など) 1,108万円

(1) 実施期間：令和6年8月1日から令和6年8月31日まで

(2) 実施方法：オンラインでのアンケート及び施設利用者へのアンケート

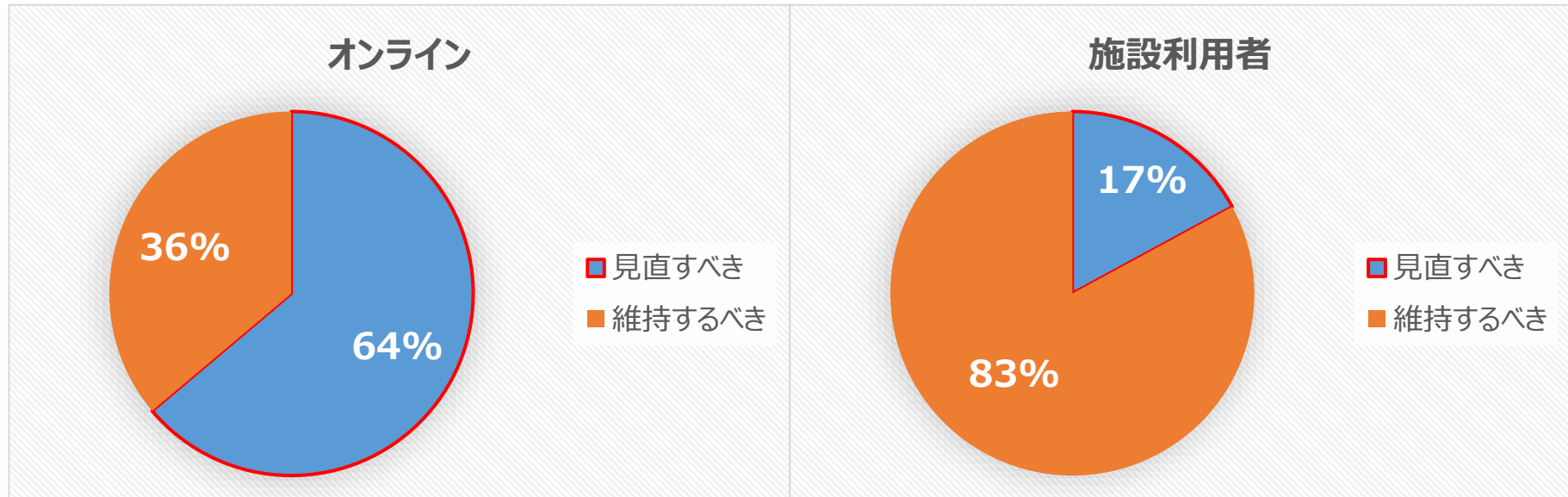
- ①オンラインでのアンケート…広く市民等に対し市HP、広報さやま、市公式LINE、X、Facebookで周知し、記載のURLからアクセスし入力するもの。
- ②施設利用者へのアンケート…以下の公の施設に設置したアンケート用紙に施設利用者が記入するもの。

<対象施設>

市民会館、市民健康文化センター、市民センター、コミュニティセンター、狭山市駅西口第一自転車駐車場、狭山市駅西口第二自転車駐車場、狭山市駅西口駐車場、地域新事業創出基盤施設、産業労働センター、農村環境改善センター、社会福祉会館、ふれあい健康センター、智光山公園、新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、鵜ノ木運動公園、堀兼・上赤坂公園、富士見集会所、中央公民館、堀兼公民館、狭山台公民館、奥富公民館、柏原公民館、水富公民館、新狭山公民館、富士見公民館、水野公民館、広瀬公民館、博物館、市民総合体育館、地域スポーツ施設、武道館、入曽地域交流センター

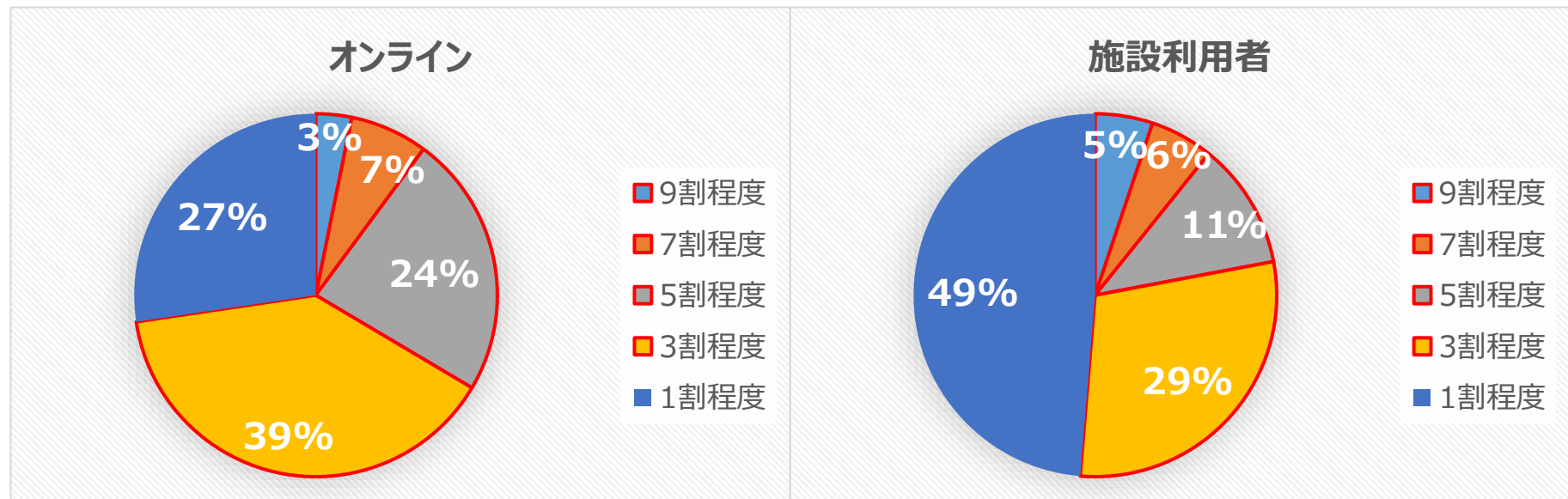
(3) 回答件数：オンラインでの回答534件、施設利用者の回答903件

【経費に対する利用者の負担割合】



【経費に対する利用者の負担割合】については、「見直すべき」がオンラインでは64%、施設利用者では17%となりました。

【利用者の負担割合の程度】



一方、【利用者の負担割合の程度】については、「3割から9割程度」がオンラインでは73%を占め、施設利用者では51%を占めています。

現在、公の施設のうち使用料の支払いがある全ての施設における管理運営経費に対する利用者の負担割合は約15%であり、収入総額は約2億9千万円となります。

今回の改定に伴って負担割合は約17%、収入総額は約3億3千万円となり、約4千万円の増額となる見込みであり、アンケートの結果を考慮しても、概ね理解が得られていると考えられます。

(1) 改訂日：令和6年8月7日

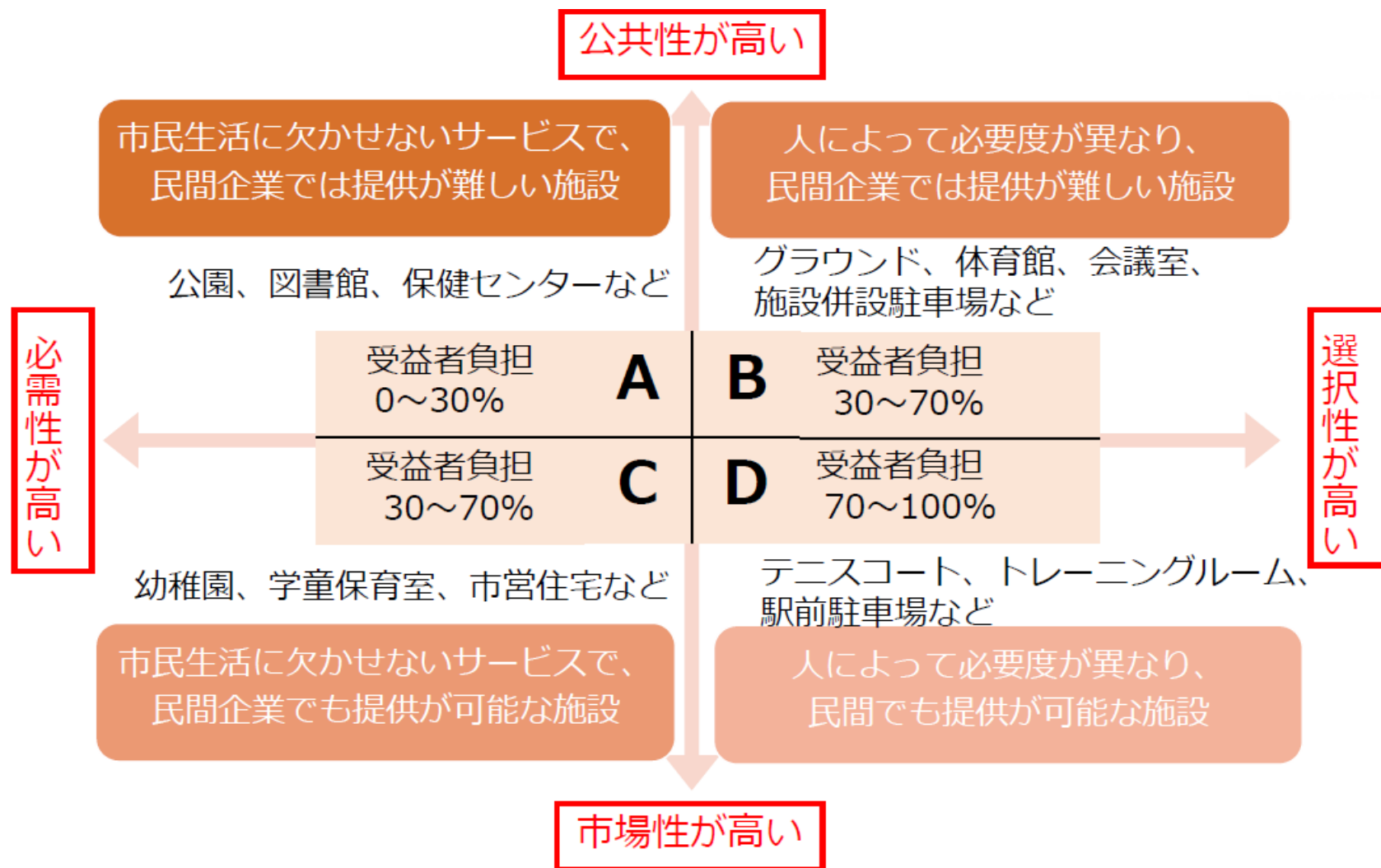
(2) 改訂のポイント：

1. 受益と負担に係る公平性を考慮し、改定を行います。

2. 施設の運営経費等の増額分を考慮し、改定を行います。

3. 近隣市の状況を考慮し、適正な価格を設定します。

(3) 施設の受益者負担率の考え方：



5 使用料の改定を行った施設（令和7年10月改定）

施設	部屋等	区分	現行料金	改定額
狭山市民会館	大ホール	平日午前	17,000円	18,000円
	中ホール	平日午前	11,000円	12,000円
市民健康文化センター	個人利用施設	一般	300円	400円
狭山市駅西口駐車場	使用料	普通自動車	30分 100円	20分 100円
	定期券	自動車 屋上	12,000円	15,000円
こども動物園	入園料 (一般・高校生)	当日券	200円	500円
	入園料 (中学生・小学生)	当日券	50円	0円
堀兼・上赤坂公園	多目的グラウンド	一般 全面	2,000円	3,600円
狭山市立博物館	一般	個人	150円	200円
	高校生・大学生	個人	100円	150円
市民総合体育館	アリーナ	一般 1/3面	1,700円	2,000円
	トレーニング室兼 体力測定室	一般	200円	300円
地域スポーツ施設	アリーナ	一般 全面	1,500円	1,700円

6 使用料の改定の検討内容(1)

施設名	主な部屋等	現行料金	改定額	試算額	受益者負担率 100%の金額	その他考慮事項
市民会館	大ホール (1,398席)	平日 午前 17,000円 (47%)	平日 午前 18,000円 (49%)	平日 午前 18,212円 (B 50%)	平日 午前 36,424円	県内他市における同 規模類似施設 (1,200席 26,200 円)
市民健康 文化センター (サンパーク 奥富)	個人利用施設 (浴室等)	一般2時間 まで 300円 (11%)	一般2時間 まで 400円 (14%)	一般2時間 まで 1,414円 (B 50%)	一般2時間 まで 2,828円	県内他市における同 規模類似施設(300 円)
狭山市駅 西口駐車場	普通自動車 駐車場	30分以内無料 30分 100円 8時間を超え 24時間まで 1,500円	30分以内無料 20分 100円 上限なし	30分120円 (D 100%)	30分120円	狭山市駅周辺の民 間駐車場の1時間当 たりの金額
智光山公園 こども動物園	入園料	大人 200円 小人 50円 (29%)	大人 500円 小人 0円 (73%)	大人 687円 小人 172円 (D 100%)	大人 687円 小人 172円	他市における同規模 類似施設(500円-0 円) 来園者減少対策を 踏まえた金額設定 (大人1名小人2名 の場合300円 →500円)

6 使用料の改定の検討内容(2)

施設名	主な部屋等	現行料金	改定額	試算額	受益者負担率 100%の金額	その他考慮事項
堀兼・上赤坂公園	多目的広場	2時間 2,000円 (13%)	2時間 3,600円 (24%)	2時間 7,450円 (B 50%)	2時間 14,900円	県内他市における 同規模類似施設 (4,000円) 経費増額分(H27年 比1.7倍)
博物館	常設展 入館料	一般150円(0) 高大100円(0) 小中 50円(0) (0円) (9%)	一般200円(0) 高大150円(0) 小中 50円(0) (0円) (12%)	一般520円 (B 30%) 教育目的	一般1,735円	県内他市における 同規模類似施設(一般200円 高大100 円 小中50円)
市民総合 体育館	アリーナ (1/3面)	一般2時間 1,700円 (23%)	一般2時間 2,000円 (27%)	一般2時間 2,227円 (B 30%) 健康目的	一般2時間 7,423円	県内他市における 同規模類似施設 (2,000円) 経費増額分(H27年 比1.3倍)
地域スポーツ 施設 (狭山台 体育館)	アリーナ (全面)	一般2時間 1,500円 (8%)	一般2時間 1,700円 (9%)	一般2時間 5,548円 (B 30%) 健康目的	一般2時間 18,494円	県内他市における 同規模類似施設 (2,000円)

7 事務手数料の改定に係る取組(1) コンビニ手数料の減額

- (1) 趣旨：コンビニ交付は「いつでも、どこでも、早く、簡単に」行政サービスを利用することができるものであり、手数料の減額で市民の利便性の向上が一層見込まれるとともに、証明書等の発行に係る窓口業務の軽減にもつながるものです。
- (2) 実施時期：令和5年5月1日から

証明書等	窓口交付手数料	コンビニ交付手数料
住民票の写し	200円	150円
印鑑登録証明書	200円	150円
課税・非課税（所得）証明書	200円	150円
市民税・県民税納税証明書	200円	150円

8 事務手数料の改定に係る取組(2) 基本方針の改訂

(1) 改訂日：令和6年8月7日

(2) 基本的な考え方：

- ・手数料は、特定の市民のために提供する行政サービスに要する経費相当額を徴収するものであることから、受益者負担の割合は、100%を原則とする。
- ・近隣市をはじめとする県内自治体等との均衡に配慮する。

2. 適正な手数料の算定（試算）

- ・財政課が行う事務手数料算定調査により算定します。
- ・原価（サービスの提供に要する経費）の算定に含める費用は、次のとおりとします。

項 目	内 容
人 件 費	直接人件費（サービスの提供にかかる職員の経費、会計年度任用職員報酬等）
管 理 運 営 費	需用費（光熱水費、消耗品費、印刷製本費、修繕料等） 役務費（通信運搬費、手数料等） 委託料（管理委託料、保守・清掃等の委託料等） 使用料・賃借料（機器のリース料、土地使用料等）
そ の 他 経 費	その他経費（上記に当てはまらない経費）

9 事務手数料の改定を行った事務手続き（令和7年10月改定）

証明書の種類	窓口交付手数料 (現行料金)	窓口交付手数料 (改定額)	コンビニ交付 手数料
住民票の写し	200円	300円	150円
印鑑登録証明書	200円	300円	150円
課税・非課税(所得) 証明書	200円	300円	150円
市民税・県民税納税 証明書	200円	300円	150円

※令和6年9月に実施した事務経費調査の結果、窓口での1件の証明書の発行に係る経費は422円となった。しかし、近隣市の状況や利用者にとっての激変緩和を考慮し、現行の1.5倍の300円とする。

※時期は使用料の見直しと併せてR7年3月条例改正、R7年10月施行とする

10 事務手数料の近隣市比較

	狭山市	川越市	所沢市	入間市	飯能市	日高市	三郷市	坂戸市	和光市
住民票の写し	300	200	200	200	200	200	300	300	300
	150	200	200	200	200	200	100	150	300
印鑑登録証明書	300	200	200	200	200	200	300	300	300
	150	200	200	200	200	200	100	150	300
課税・非課税 (所得)証明書	300	200	200	200	200	200	300	300	300
	150	200	200	200	200	200	—	—	300
市民税・県民税 納税証明書	300	200	200	200	200	200	300	300	300
	150	200	—	200	—	—	—	—	300

※下段はコンビニ発行手数料